

令和5年度新小学1年生の保護者の皆様へ

就学援助(新入学用品費等)のお知らせ

教育委員会では、お子様の小学校就学にあたり経済的に困りの世帯に対し、新入学用品及び学用品の購入に必要な経費の援助(新入学用品費等)を入学前に行います。

援助を受けるには必ず申請手続きが必要です。下記をお読みいただき、該当する方はお忘れのないよう申請してください。

■対象となる世帯

次の要件のすべてに該当する世帯

- ①お子様が令和5年4月に町内の小学校へ入学を予定している世帯
- ②申請時に厚真町に住民票のある世帯
- ③経済的に困りの世帯

※新入学用品費等の扶助を受けた後、町内の小学校に入学しなくなった場合や、令和4年の収入が決定した段階で規則に定められた基準を満たさない場合は、返還手続きが必要になります。

■「新入学用品費等」の支給予定額、支給予定時期、支給方法

- ①支給予定額 新入学用品費 54,060円 学用品費 11,630円
- ②支給予定時期 令和5年3月上旬
- ③支給方法 申請書に記載されている保護者の銀行口座に振込み

■申請手続き等

- ①申請期間 令和5年1月16日(月)～令和5年2月10日(金)
- ②申請書類等
 - ・令和5年度要保護及び準要保護児童生徒認定申請書(兼令和4年度新入学用品費等入学前扶助受給申請書)
 - ※町HPからダウンロード可(教育委員会事務室にもあります)
 - ・前住所地における令和4年度(令和3年分)課税所得証明書
 - ※令和4年1月2日以降に厚真町に転入された方のみ、令和4年1月1日以前から厚真町に居住している方は提出不要

■その他

- ・入学前に申請をしない場合でも、新年度に入り学校へ申請し認定となった場合は、7月頃に同額の新入学用品費等を援助します。
- ・審査を行いますので、申請をされた方が必ず援助されるものではありません。

■問合せ・申請先 厚真町教育委員会生涯学習課学校教育グループ (☎27-2494)

厚真町教育委員会